

愛荘町告示第14号

平成27年2月9日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による旧愛知郡役所保存活用の是非を問う住民投票条例制定請求に係る愛荘町議会の審議結果について、同条第3項の規定に基づき平成27年第2回愛荘町議会臨時会に付議した結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月20日

愛荘町長 宇野 一雄



記

1 提出議案

旧愛知郡役所保存活用の是非を問う住民投票条例の制定について

2 議決の日

平成27年2月19日

3 審議の結果

否決